

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

V 合理化反対闘争

3 北炭夕張新鉱・日航機事故とホテル・ニュージャパン火災

北炭夕張新鉱の大災害

一九八一年一〇月一六日、北海道・北炭夕張新炭鉱で発生したガス突出事故は、九三人におよぶ炭鉱労働者の生命を奪った。一九六三年一二月の三井鉱山三池三川炭塵爆発、六五年六月の山野鉱業ガス爆発につぐ戦後三番目の惨事となった。同炭鉱は、七五年に操業を開始した新鉱で、最新鋭設備を装備しているが、これまでも二度事故をおこしていた。今回の事故は坑口から三〇〇〇メートルの地点でガス突出がおこり、坑内に取り残された労働者を救出するため救護隊が送られたが、火災の第二次災害が発生して最悪の事態となった。炭労は現地に災害対策委員会を設置し、会社側との交渉で坑内残留者六〇人の早期救出と遺族にたいする万全の補償、災害原因と責任の明確化、ヤマの再建と組合員の就労の保障などを申し入れた。総評も「政府ならびに石炭資本の生産第一主義、保安・人命軽視の経営方針と石炭政策の結果」との責任を追求する声明を発表した。また総評は、八二年二月三日の第六五回臨時大会で支援決議をおこなった。

【北炭夕張炭鉱再建闘争に関する支援決議(要旨)】

昨年、一〇月一六日、北炭夕張新炭鉱ガス突出災害はついに九三名の犠牲者を出す大惨事となった。そのうち四四人の遺体が、いまなお坑底深くに残されている。しかも、涙をこらえて決死の救出作業を続けている労働者に何らの相談もなく、一二月一五日、会社は会社更生法の適用申請を行った。遺体収容を残したまま経営を放棄する行為は、まさに暴挙といわざるを得ない。しかし、北炭夕張炭鉱の実態をみると、再建に向けての大きな期待は、会社更生法につなぐ以外にないことも明らかである。

それは第一に、どんなことがあっても仲間の遺体を完全に収容すること、第二に、炭鉱に働く労働者と家族の生活と職場を守り抜くこと、第三に、炭鉱と運命をともに盛衰を繰り返してきた夕張地域住民の生活、経済不安の解消を図ること、第四に、日本のエネルギー、とりわけ石炭政策を確立するためにも、夕張炭鉱の再建は絶対必要である。しかし、再建のかぎを握る労働者の賃金すら危ぶまれている今日的情勢を踏まえて、われわれは組合員とその家族を激励し、炭鉱労働者の闘いを包み込み、中央・現地における支援共闘体制を一層強めるとともに、政府並びに石炭資本に対する要求など、強力に推進することを決議する。

一九八二年二月三日

総評第六五回臨時大会

なお、会社更生法の適用でない新鉱再建を要求する統一労組懇は、一二月一八日の臨時総会でつぎの決議をおこなった。

【北炭夕張新鉱大災害の責任を糾弾する決議(要旨)】

一、北炭は十二月十五日に行なった会社更生法適用申請を直ちに撤回すること。
一、遺体を肉親の許に返すために全力をあげることに、遺族への補償、生活対策、遺族への教育などに万全を期し、速やかに実施すること。

一、新鉱再建のため、保安無視、生産第一の現在の再建計画を抜本的に見直し、保安の抜本的改善、労働条件改善を柱とする人命と安全優先の夕張新再建計画を、政府の責任で確立すること。

一、大災害の責任と原因を徹底的に究明し、万全な保安体制と作業現場改善を確立するため、関係法規の改正、保安技術の開発をあわせて行なうこと。この中で労働者の緊急避難権、法違反箇所や危険箇所での作業停止権を明確にすること。

一、現在の石炭政策を転換し、労働者の人命安全優先、国の石炭資源重視を基本とする石炭産業の民主的復興をすすめること。

一九八一年十二月十八日

統一労組懇一九八一年度臨時総会

日航機事故と労務政策

八二年二月九日に発生した日本航空機の羽田沖の墜落事故は、二四人の死者と一五〇人におよぶ重軽傷者を出す惨事となった。今回の事故の直接原因はともかく、その背景に日航経営者の労務政策がひろく指摘された。日本航空労働組合は、機長全員管理職制度や日航労組への賃金差別政策などを強く批判し、会社側につきの要求を提出した。

【日本航空労働組合・DC18羽田沖事故についての要求(要旨)】

私たちは、昭和四〇年の分裂以来「安全軽視の分裂差別をやめろ」と声を大にして、会社の経営方針に警鐘を鳴らし続けてきました。この警鐘を会社は無視し続けたばかりか、私たちへの過酷な差別で応えてきたことは、都労委命令の中でも明らかになっています。今回の事故は、改めて、私たちの主張の正しさを証明したと同時に、力不足をもう、痛感させられました。分裂以降「世界で最も安全な航空会社」の名前は、連続事故で地に墜ちました。特に機長全員管理職制度が導入された昭和四五年以降は、大小一〇件もの事故を引き起こし、死者二一四名、負傷者二〇九名の多大な犠牲をもたらしています。今回の事故では日本航空の分裂差別の経営政策そのものの問題点が、社会的に明らかにされ、その是正は今や、日航の社会的責任ですらあります。

現場の意見を重視して、再発防止の対策をとること。そのためにも、現場の声を封殺してきた分裂差別政策を改め、労使関係を正常化すること。

- (1)日航労組に対する、賃金差別を撤回し、中労委の場での早期解決をはかること。
- (2)乗員の職場や、航空関係者からの批判が強い「機長全員管理職制度」を廃止し、異常に長い期間にわたる機長養成制度についても再検討すること。
- (3)客乗組合への分裂介入を改め、労使関係を正常化すること。
- (4)各労組から出されている安全要求に誠意を持って応えること。又、航空安全推進連絡会議からの要望にも応えること。
- (6)社内に、各労組の代表も参加した安全推進の為の論議の場を設置すること。

(6)全社で、従業員意識調査、安全に関するアンケートを実施し、その結果を公表するとともに、必要な対策をとること。

ホテルニュージャパンの大火災と全員解雇

一九八二年二月八日の未明に発生した東京都千代田区永田町二丁目にあるホテルニュージャパ

ンの火災は死者三三人を出すという大惨事となった。この大惨事の原因については、東京消防庁警防部の中間報告や東京理科大学火災研究所の燃焼実験等により建物の構造上の欠陥、加湿装置の停止、避難放送設備の故障などの点が指摘され、多くのマスコミが「人災」であると報じた。とりわけ、横井社長の防災対策無視の経営政策についてマスコミが驚きをもって多くの事実を伝えた。

ホテルニュージャパンには、総評ホテル労連、千代田区労協加盟のホテルニュージャパン労働組合が組織されているが、横井英樹氏が一九七九年五月、社長に就任以降、同労組にたいする会社の攻撃が強まった。

同社長就任後の会社の不当労働行為については、「組合は認めない」「団体交渉は行わない」「ストライキに参加した者には一時金を支給しない」などの言動による支配介入を禁じた一九七九年三月四日付都労委命令、委員長以下七人の解雇の撤回、ユニオン・ショップ協定破棄を利用した脱退懲罰の言動の禁止等を命じた一九八一年五月二六日付都労委命令などが明らかにしているところである。

会社が組合攻撃を続け、労使関係が緊張しているなかで大惨事は発生することとなったわけであるが、会社は三月になって一三八人の従業員全員解雇の方針を打ち出し、四月二七日組合員を含む従業員全員にたいし解雇予告を通告した。この解雇について組合側は事前協議を定めた労働協約違反、不当労働行為などの点を主張し、東京地方裁判所に地位保全の仮処分を申請し、係争中である。

社会的に大きな関心を集めたホテルニュージャパンの大惨事であったが、火災を契機とする組合員全員解雇攻撃に抗してたたかうホテルニュージャパン労組の今後のたたかひの推移が注目される。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
